

第44回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R4.2.14) 結果

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和4年2月14日(月)から令和4年3月6日(日)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 市施設の取扱い

屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和4年2月14日(月)から令和4年3月6日(日)まで

施設については、徹底した感染防止対策を講じるとともに、主催者などに対して感染防止対策の徹底を引き続き強く要請する。

以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ等)
- ・ 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。)

2 保育所等の取扱いについて

【期 間】令和4年2月14日(月)から令和4年3月6日(日)まで

社会機能維持の観点から、感染防止対策を徹底し、地域の保育機能を維持する。

・感染・伝播性の高いオミクロン株が子どもにまん延している現状を踏まえ、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲でマスク着用を推奨する。